

山梨市告示第 101 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所が不明のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、当該書類は税務課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 5 月 15 日

山梨市長 高木 晴雄



- 1 送達すべき書類の名称 令和 8 年度軽自動車税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名

上野 昭  
和泉 ルーカス  
青柳 元気

(注)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

|              |
|--------------|
| 掲 示 期 間      |
| 8 年 5 月 21 日 |
| 総 務 課 承 認    |